六(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	相本　哲邦
変更後	佐藤　義信

(2)　変更年月日
平成二十二年七月二十日

○近畿地方整備局告示第百八十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年七月三十日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号
近畿地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人滋賀県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	肥田　興一、水原　脩、藤本　英樹、善利　健次
変更後	梅影　義明、宮崎　清史、小根田　守、丸尾　勉、岡村　寿昭

(2)　変更年月日
平成二十二年六月八日

○中国地方整備局告示第百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月三十日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鳥取県八頭郡八頭町大門字上高藤五〇九番一から同町大門字下高藤四九六番まで	前	一〇・六〇～一四・四〇メートル
	後	一一・五〇～一四・四〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	鳥取県八頭郡八頭町大門字上高藤五〇九番一から同町大門字下高藤四九六番まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月三十日

○中国地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鳥取県八頭郡八頭町奥谷字八反田一九六番一から同町奥谷字備後岩一九九番一まで	前	一二・〇〇～一九・一〇メートル
	後	一三・五〇～三四・四〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	鳥取県八頭郡八頭町奥谷字八反田一九六番一から同町奥谷字備後岩一九九番一まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月三十日

○中国地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百九十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宇部市大字小串字沖ノ山一九七八番一五地内	前	三九・〇〇～五五・七〇メートル
	後	三九・〇〇～五九・二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十号	宇部市大字小串字沖ノ山一九七八番一五地内	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月三十日

○九州地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

九州地方整備局長　岡本　博